

## 10/1～ 豊山町きれいなまちづくり 条例制定のお知らせ

令和4年6月議会において、豊山町きれいなまちづくり条例制定案が可決されました。

この条例は、町、町民等、事業者及び土地所有者等の役割を定め、協働によるきれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境の確保に寄与することを目的としています。また、ごみのポイ捨て防止、犬の適正飼養について規定し、美化意識の一層の向上を図ります。

町と皆さまとの協働で、豊山町をよりきれいなまちにしていきたいと思います。

▼**処分規定** ポイ捨て防止規定または犬の適正飼養規定の違反者への対応として、町は指導・助言、勧告及び命令ができることとしています。

▼**施行日** 令和4年10月1日

▼**条文及び逐条解説** 本条例の条文及び逐条解説については、町公式ホームページにて全文を公開しております。  
<https://www.town.toyoyama.lg.jp/kurashi/seikatsu/1004933.html>

▼**問合せ** 住民課環境保全グループ  
☎28・0916

### Info 光化学スモッグに注意

夏から秋にかけて、強い日差しの中でさまざまな気象条件が重なると、光化学スモッグが発生しやすくなります。天候に十分注意し、光化学スモッグによる被害を未然に防ぎましょう。光化学オキシダントの濃度が高くなると、目がチカチカする、のどの痛み、頭痛、吐き気など、人の健康に悪い影響を与えることがあります。

注意報が発令されると、防災行政無線で放送をしたり、町の施設等に連絡します。

注意報が発令されたら、屋外での激しい運動や作業、自動車の運転はできるだけ控えてください。また、被害を受けやすい子供たちが外で遊んでいたら、屋内に入るよう声をかけましょう。

また、愛知県では光化学スモッグ注意報等が発令されたときにメール配信を行っています。

光化学スモッグに関する情報についてさらにお知りになりたい方は、愛知県のホームページ「光化学スモッグに関するページ」をご覧ください。

▼**問合せ** 住民課環境保全グループ  
☎28・0916

### Info 飼い主のルールとマナー

住みよいまちづくりのために、ペットの飼い主の方はルールやマナーを守ってください。

▼**犬の散歩の際には、必ずリード（引き綱）をつけてください。**

▼**犬の放し飼いはやめてください。**

▼**無駄吠えをしないようにしつけてください。**

▼**公園の砂場や他人の家の前などではふ**

ん・尿をさせないようにしつけ、ふんの後始末は、飼い主が責任をもって行ってください。尿は、散歩時に水のペットボトルを携帯し、洗い流すようにこころがけてください。日頃のしつけは、災害時の避難対策にもつながります。

また、令和4年10月1日施行の豊山町きれいなまちづくり条例第8条に犬の飼い主は、飼い犬がふんをしたときは、回収し、持ち帰らなければならぬと規定しています。本条に違反した者への対応として町は、指導、勧告及び命令ができることとしています。

▼**飼い主のいない猫などには無責任に餌を与えないようにしてください。**

▼**イエローチョーク作戦**

犬のふん害防止対策の取り組みとして、「イエローチョーク作戦」を実施しています。「イエローチョーク作戦」とは、犬のふんにお困りの参加者がルールを守り、放置された犬のふんの周りを黄色いチョークで囲み、日時を書くことにより、放置した飼い主に困っている人や迷惑を被っている人がいることを伝える方法です。犬のふんにお困りの方はぜひ参加してください。

▼**参加資格** 町民及び団体

▼**参加方法** 住民課環境保全係窓口で受付後、イエローチョークをお渡しします。

▼**問合せ** 住民課環境保全係  
☎28・0916

※犬の飼い方やしつけなどの相談は、愛

知県動物愛護センター尾張支所で受けられます。

☎0586・78・2595

### ▶豊山町きれいなまちづくり条例抜粋

- (犬の適正飼養)
- 第8条 犬の飼い主等が飼い犬を散歩させるときは、犬のふんを収納する容器等を携帯し、飼い犬がふんを排泄したときは、直ちに回収し自宅等に持ち帰り、適切に処理しなければならない。
- (助言又は指導)
- 第9条 町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、町民等、事業者及び土地所有者等に助言又は指導をすることができる。
- (勧告)
- 第10条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置を講ずよう勧告することができる。
- (命令)
- 第11条 町長は、第7条第1項又は第8条の規定に違反した者に対し、前条に規定する勧告をしたにもかかわらず、その者が当該勧告に従わないときは、当該違反を是正するため必要な措置を講ずよう命ずることができる。

### Info し尿収集夏期休業

し尿汲取と浄化槽清掃作業を次のとおり休業します。

▼**休業日** 8月13日(土)～15日(月)

▼**問合せ** 豊衛工業(株)

☎28・0524  
住民課環境保全グループ

☎28・0916